

定 款

一般社団法人 日本成鶏処理流通協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本成鶏処理流通協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古郡稲美町に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、成鶏肉産業における集鶏・処理・流通の改善、成鶏肉の需給の安定、消費の促進及び関連情報の収集、提供を図り、成鶏処理流通業経営の安定に資するとともに養鶏業界の健全な発展と国民食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生鳥の取引方法、集鶏、移送、防疫の改善に関する事業
- (2) 生鳥の需給安定に関する事業
- (3) 成鶏肉等生産物の流通改善及び消費拡大に関する事業
- (4) 成鶏肉等生産物の品質改善に関する事業
- (5) 成鶏処理工程の設備、技術、衛生の向上に関する情報の収集に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の構成する正会員の資格を有するものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 採卵鶏、採卵鶏種鶏、ブロイラー種鶏の食鳥処理又は加工を主たる業務とする者
 - (2) 採卵鶏、採卵鶏種鶏、ブロイラー種鶏の生鳥集荷を主たる業務とする者
 - (3) 採卵鶏、採卵鶏種鶏、ブロイラー種鶏の正肉及び内臓等の販売を主たる業務とする者
 - (4) その他この法人が適当と認める者
- 2 この法人の正会員になろうとする者は、氏名(法人にあつては名称)、住所(法人にあ

っては主たる事務所の所在地) 及び入会預かり金の額を記載した加入申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他この法人が必要と認めた書類

4 この法人は、前項の承認をしたときは、その旨を当該申込みした者に通知し、入会預り金の払い込みをさせるものとする。

5 前項の払い込みを終了したときにこの法人の正会員となる。

(入会預り金)

第 7 条 正会員は、この法人への入会時に 1 口以上の入会預り金を預けなければならない。

2 入会預り金 1 口の金額は、10 万円とし、現金をもって払い込むものとする。

3 正会員は、入会預り金の払い込みについて、相殺をもってこの法人に対抗することはできない。

(経費の負担)

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額(以下「会費等」という。)を支払う義務を負う。

2 既納の会費等は、正会員の退会の場合においてこれを返還しない。

(任意退会)

第 9 条 正会員は、所定の退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員が退会したときは、その者は、その入会預り金の全部又は一部の払い戻しを請求できるものとする。

3 前項の請求があったときは、この法人は、その者の入会預り金の額を限度として、払い戻すものとする。

4 この法人は、退会した正会員がこの法人に対して支払うべき債務があるときは、第 2 項の規定により払い戻すべき額と相殺することができる。

(除名)

第 10 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。この場合において、この法人は、当該正会員に対し、当該総会の日から、一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該正会員に通知するものとする。

(正会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 除名されたとき。

(賛助会員の資格の取得及び退会)

第12条 この法人の事業を賛助するため理事会の定めるところにより申込書を提出し、その承認を受けた者は賛助会員になることができる。

2 申込書を提出しようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他この法人が必要と認めた書類

3 賛助会員は、総会で別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

4 賛助会員は、会長が適当と認める場合には、この法人の事業に参加することができる。

5 賛助会員は、次の事由によりこの法人を退会するものとする。

- (1) 賛助会員から退会の申出があったとき。
- (2) 賛助会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 破産手続き開始を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

6 既納の賛助会費は、賛助会員の退会の場合において、これを返還しない。入会金は返還する。

7 賛助会員が、この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉をき損する行為及び定款その他の規程に違反したときは、会長はその賛助会員を除名することができる。

第4章 総会

(構成)

第13条 この法人に総会を置き、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、次に掲げる事項を定め、開催の日の2週間前にまでにその通知を書面で正会員に発しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(理事及び監事の説明義務)

第17条 理事及び監事は、総会においては、正会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りでない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議長の権限)

第19条 総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

3 この法人は、総会の日から3箇月間、代理権を証明する書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(書面による議決権の行使)

第23条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載した議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

3 この法人は、総会の日から3箇月間、第1項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(総会の決議の省略)

第24条 理事又は監事が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び出席した理事から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事のうち1名を会長、1名以上を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、部会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(監事の選任に関する監事の同意等)

第28条 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事（監事が2名以上のある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

(監事の選任等についての意見の陳述)

第29条 監事は総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限等)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

5 監事は、第3項に規定する場合において必要があると認められるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員の任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第33条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の損害賠償責任等)

第35条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行状況を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める免除できる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第36条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会において意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) この法人の運営に必要な規定等の決定

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事会の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、この法人の目的と類似の公益目的を有する他の公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 部会等

(部会)

第49条 この法人は、次の部会を置くことができる。

- (1) 青年部会 若手経営者、管理職等の研鑽等に関するを行う。
- (2) 広報部会 成鶏処理流通業界の情報収集と広報に関するを行う。
- (3) 消費促進部会 成鶏肉の消費促進に関するを行う。

2 部会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

(専門委員会)

第50条 この法人に、事業の円滑な運営を図るため必要と認められるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の決議を経て専門委員を委嘱するとともに専門委員会を設置する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

(事務局及び職員)

第51条 この法人の事務を処理するため事務局を設置し、所要の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第53条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第54条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	松	尾	邦	光
設立時理事	栗	原	俊	夫
設立時理事	小	島	啓	一
設立時監事	玉	井	竜	司

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所	兵庫県加古川市加古川町美乃利4 1 7 番地の3			
設立時社員	松	尾	邦	光
住所	群馬県伊勢崎市茂呂南町4 5 5 6 番地3			
設立時社員	栗	原	俊	夫
住所	新潟県新発田市新富町二丁目1 番1 2 号			
設立時社員	小	島	啓	一

住所 岐阜県岐阜市小野六丁目 5 7 番地 8

設立時社員 玉 井 竜 司

(法令の準拠)

第 5 6 条 本定款の定めのない事項は、全て一般法その他の法令に従う。

(施工・変更)

この定款は、令和 3 年 1 1 月 2 5 日から施工する。

この定款の変更は、令和 5 年 6 月 2 1 日から施工する。